

家族名義預金の実質所有者判定について

相続税の税務調査において申告漏れがあった相続財産の内訳では、現金・預貯金が最も多くなっています。その中で「家族名義預金」、つまり相続開始時においては妻や子、孫の名義になっている預金であっても、実質的には被相続人（亡くなった人）の預金であると認定される事案が増えています。

その預金が被相続人のものであるか、名義人のものであるかの判定は、形式基準ではなく**実質基準**で、実質所有者の判定にあたっては、次の3つが重要な要素となっています。

- ① **資金原資** その預金は誰の原資で設定し蓄積されたものか
- ② **管理** その預金の通帳及び印鑑を誰が管理していたのか
- ③ **運用支配** その預貯金の入出金、継続又は解約は誰の意思で行われていたか

具体的には、次のような着眼点に基づき、家族名義預金は、被相続人の相続財産であるか、それとも名義人固有の財産であるかを総合判定されます。

ポイントは、管理<運用支配であり、受贈者が自己の財産として自由に使用収益しているかが重要となります。

	被相続人の相続財産と判定（実質所有者は被相続人である）
資金原資	<ul style="list-style-type: none">● <u>被相続人の現金又は預金等を原資として作成されている。</u>● <u>被相続人の給与収入や不動産収入を原資として蓄積されている。</u>● <u>被相続人の譲渡代金等を原資として作成されている。</u>● <u>被相続人の現金又は預貯金等を原資としているにもかかわらず、名義人からの贈与税申告がない。</u>● <u>名義人には、その預金を形成又は蓄積するだけの収入がない。</u>
管理	<ul style="list-style-type: none">● <u>届出印鑑の管理と保管は、生前、被相続人が行っていた。</u>● <u>預金通帳、カード、定期預金証書等の管理と保管は生前、被相続人が行っていた。</u> （例えば、被相続人の自宅金庫又は銀行貸金庫で保管されている場合等）● <u>被相続人の届出印鑑と同一のものが使用されている。</u>● <u>名義人の住所は変わっているのに、銀行からの通知等が被相続人自宅に送付されていた。</u>
運用支配	<ul style="list-style-type: none">● <u>口座開設手続を、被相続人が行っている。</u>● <u>入出金の銀行手続や継続手続を、被相続人が行っている。</u> （口座開設書や伝票等の筆跡で判定）● <u>預金の利息を被相続人名義の預貯金に入金し、被相続人が費消している。</u>● <u>銀行手続を行っているのは名義人だが、手続にあたり指示を出しているのは被相続人である。</u>● <u>預貯金の入出金や解約についての決定権を持っているのが被相続人である。</u>● 一般的に、名義人らの預金残高が同じであるのは、運用支配を被相続人が行っているからであるとみられる。

【預金の生前贈与を実行する場合の留意点】

1. 贈与契約書の作成とその実行（通帳へ振込が望ましい）
2. 通帳、カード、定期預金証書及び印鑑の管理等を受贈者が行う
3. 受贈者が使用収益権を確保していること（受贈者の意思で入出金、解約がなど自由にできる）
4. 贈与税の申告（申告して贈与実績を明確に税務署にアピールするののも一つの方法）